

令和3年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和3年3月30日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和3年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	5
議案第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	5
島村忠消防次長兼総務部長の提案理由の説明	5
議案第2号 令和3年度枚方寝屋川消防組合予算	7
島村忠消防次長兼総務部長の提案理由の説明	7
議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	11
島村忠消防次長兼総務部長の提案理由の説明	11
太田徹議員の質問	12
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	12
太田徹議員の再質問（要望）	13
議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の特種勤務手当に関する条例 の制定について	13
島村忠消防次長兼総務部長の提案理由の説明	14
議案第5号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について	15
島村忠消防次長兼総務部長の提案理由の説明	15
休憩（午前10時42分）	16
再開（午前10時45分）	16
一般質問	16
野口光男議員の質問	16
若手職員の退職状況と対応策について	16
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	16
野口光男議員の再質問	17
若手職員の退職状況と対応策について	17
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	17
野口光男議員の再質問	18
若手職員の退職状況と対応策について（要望）	18
一原明美議員の質問	18
住宅用火災警報器の普及促進について	18

野田繁人予防部長の答弁	19
一原明美議員の再質問	19
住宅用火災警報器の普及促進について	19
野田繁人予防部長の答弁	20
一原明美議員の再質問	20
住宅用火災警報器の普及促進について（要望）	20
森本雄一郎議員の質問	21
消防の広域化について	21
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	22
森本雄一郎議員の再質問	23
消防の広域化について	23
島村忠消防次長兼総務部長の答弁	23
森本雄一郎議員の再質問	24
消防の広域化について（要望）	24
伏見隆管理者閉会の挨拶	25
前田富枝議長閉会の挨拶	25
閉会（午前11時20分）	25

令和3年3月30日（火）

令和3年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和3年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和3年3月30日（火）

出席議員（16名）

1番	有山	正信	7番	金子	英生	13番	福田	篤志
2番	泉	大介	8番	木村	亮太	14番	前田	富枝
3番	一原	明美	9番	妹尾	正信	15番	森本	雄一郎
4番	漆原	周義	10番	辻谷	恵一	16番	八尾	善之
5番	太田	徹	11番	中川	健			
6番	岡	由美	12番	野口	光男			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	予防部長	野田	繁人
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	足立	隆儀
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	中井	義弘
会計管理者	古満	園美	寝屋川消防署長	伊藤	高博
消防長	小野	多弘	枚方市危機管理監	佐藤	伸彦
消防次長兼総務部長	島村	忠	寝屋川市危機管理部長	荻野	裕嗣
警防部長	中井	正明			

議 事 日 程（令和3年3月30日 午前10時00分開会）

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第2号 令和3年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例
の制定について
- 日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部改正について
- 日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 森 真 彦

(午前10時00分 開会)

○前田富枝議長 皆様、おはようございます。議員各位におかれましては、年度末、ご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいますと誠にありがとうございます。

ただいまから、令和3年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。令和3年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かとご多用のところ、早朝よりご出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、本消防組合職員の不祥事により、議員の皆様をはじめ、市民の皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

今回の事案は、公務員である以前に、社会人としてあってはならない行為であることから、職員一人一人の倫理観を醸成するとともに、再発の防止と市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束の兆しが見えず、今後の先行きが不透明な状況です。来年度には次期将来構想計画をスタートさせる予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、計画の策定に遅延が生じている状況です。このため、計画策定までの期間は、第4次将来構想計画の事業の中で、継続的な事業を中心に取り組みを進めてまいります。

なお、計画策定の進捗状況につきましては全員協議会等の機会を通じてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、交野市との消防広域化の検討につきましては、広域化によって、枚方、寝屋川両市が享受するメリットが交野市と比較して少ないという一定の結論に達したところでございますが、北河内地域における消防防災力の向上は、地域の安全・安心を確保する観点から引き続き検討する必要があると考えておりますので、今後も大阪府全体の動向を注視しながら、広域化の組合せ等も含めて議論を重ねてまいります。

新型コロナウイルスは行政の在り方や働き方を大きく変えようとしておりますが、本消防組合といたしましても、こうした時代の流れを的確に捉え、ICTも活用しながら効率的、効果的な消防行政運営に努めてまいりますので、今後ご指導、ご協力

いただきますようお願い申し上げます。

本日は、令和2年度消防組合補正予算や令和3年度消防組合予算をはじめ、人事・給与制度の見直しに係る給与条例の改正などの議案を提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

結びに当たりまして、この1年間、消防行政の運営にご理解、ご協力をいただいたことに感謝申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○前田富枝議長 次に、事務局から諸般の報告をいただきます。

○森真彦事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和2年度11月から12月分、令和3年1月から2月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○前田富枝議長 ただいまご報告いただきましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第83条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名いたします。3番一原議員、10番辻谷議員。以上のとおりです。よろしく願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をいただきます。

○森真彦事務局長 議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第2号 令和3年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第5号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 一般質問 |

以上です。

○前田富枝議長 ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに日程第1 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今議会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 議案第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 ただいま上程いただきました議案第1号 令和2年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の精算をはじめ、工事請負及び消防車両購入に係る契約確定に伴う減額、長期債利息の精算や消防車両購入に係る国庫補助金の不採択に伴う組合債の増額などを合わせまして、減額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,712万9,000円減額いたしまして、補正後の総額を73億1,608万円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、議案書の3ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」に基づきましてご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の1億7,810万円から1,160万円増額いたしまして1億8,970万円に変更するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金につきまして、2億217万4,000円を減額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を1億2,319万4,000円、寝屋川市負担金を7,898万円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金を2,448万7,000円減額するものでございます。これは、緊急消防援助隊用車両として申請しておりましたミニタンク車1台及び救急車1台の国庫補助金が不採択となったことに伴い減額するものでございます。

続きまして、第4款 府支出金、第1項 府負担金を5万6,000円減額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています本消防組合職員の今年度の人件費相当額の精算によるものでございます。

次に、第7款 諸収入、第2項 雑入を740万7,000円減額するものでございます。これは、本消防組合から両市並びに市立ひらかた病院へ派遣しています職員の今年度の人件費相当額の精算に伴うものでございます。

次に、第8款 組合債、第1項 組合債を1,160万円増額するものでございます。これは、消防車両購入に伴う2台の国庫補助不採択によるものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

第9款 繰越金、第1項 繰越金につきましては、令和元年度歳計剰余金7,539万5,000円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の10ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を1億4,257万4,000円減額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では職員変動などにより2,351万7,000円を減額、職員手当等につきましても、新型コロナウイルスの影響により救急出動件数の減少や各種消防訓練等が中止となったことに伴い、時間外勤務手当の減額、人事院勧告に伴う期末手当の減額などにより3,348万4,000円を減額するものでございます。

また、共済費においても7,214万円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

新型コロナウイルスの影響による事業の中止や契約確定に伴い、需用費で102万2,000円、役務費で41万3,000円、委託料で322万4,000円、使用料及び賃借料で41万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

工事請負費では、消防庁舎関連工事の契約確定に伴いまして108万7,000円を減額、備品購入費では、消防車両購入費の契約確定に伴い639万6,000円を減額するものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、455万5,000円を減額するものでございます。

17ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、24ページと25ページに「地方債に関する調書」を、26ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本件を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3 議案第2号 令和3年度枚方寝屋川消防組合予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 ただいま上程いただきました議案第2号 令和3年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

構成両市では、今なお厳しい財政状況が続く中、新型コロナウイルスの影響による景気の落ち込みにより大幅な税収の減額が見込まれることから、その状況はさらに厳しいものとなっています。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルスの影響により浮き彫りとなった諸課題の改善に加え、新型コロナウイルス等のさらなる流行に備えた消防体制を堅持していくために、各施策の諸経費等を計上させていただくものでございます。

それでは、別冊の予算書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ74億4,541万円と定めるものでございます。内容につきましては、後ほど説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をご覧ください。

組合情報システム保守等委託としまして限度額987万8,000円、支援情報システム系パソコン賃借といたしまして限度額1億4,721万6,000円を設定しております。

次に、第3表の地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして限度額5,230万円を設定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容の説明を申し上げます。

まず、総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに74億4,541万円でございます。前年度と比較いたしますと1,752万9,000円の減額、率にしまして0.2%の減になっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金は、構成両市における令和2年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が73億2,729万9,000円の負担金となっております。その内訳は、枚方市負担金が44億701万3,000円で、按分比率は60.9028%でございます。寝屋川市負担金は28億3,615万2,000円で、按分比率は39.0972%でございます。消防指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は8,413万4,000円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして、1,078万4,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用登録車両として申請しております救急自動車の車両購入分に係ります国庫補助金としまして、1,399万3,000円の収入を見込んでいます。

第4款 府支出金、第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1人の人件費相当額777万4,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして882万円を見込んでおります。

第5款 財産収入、第1項 財産売払い収入20万円、第6款 寄附金、第1項 寄附金100万円、第7款 諸収入、第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

次に、20ページをお開き願います。

第2項 雑入は2,322万1,000円で、防火管理講習会の受講料収入などの収入見込みに加えまして、構成市への職員の派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

第8款 組合債、第1項 組合債は、消防自動車の購入に係ります消防防災施設整備事業債で、5,230万を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費365万2,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費113万3,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費16万1,000円は、監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費、第1項 消防費は68億5,026万7,000円で、前年度と比較し

まして1,277万3,000円の減額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

人件費につきまして、給料は24億7,799万2,000円で、消防職給与表の適用及び職員変動に伴いまして341万円の増額、また、職員手当等は24億3,329万7,000円で、退職者が前年度に比べ5人増加すること等によりまして1億2,451万9,000円の増額となっております。

29ページをお開き願います。

共済費は、職員数の変動によりまして9億5,957万4,000円で、人件費総額といたしまして前年度より1億1,508万9,000円の増額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして115万4,000円の予算を計上しております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第3目 消防施設費では、救急車2台の購入、寝屋川消防署屋上防水工事などで1億231万5,000円の予算を計上しております。

第4款 公債費、第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借入れ分に要する元金及び利子としまして5億8,019万7,000円で、対前年度比475万6,000円の減額となっております。

第5款 予備費、第1項 予備費は1,000万円を計上しております。

最後に、48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、57ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、60ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料の添付をいたしておりますので、併せてご参照いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございましたが、よろしくご審議の上、ご可決願いますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 ただいま上程いただきました議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の27ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、枚方寝屋川消防組合人事・給与制度あり方検討会における検討結果に基づき、総務省消防庁が推進する公安職給料表の一部を採用した消防職給料表の適用並びに職務のスリム化など、職員のやる気を高める、メリハリのある人事・給与制度の構築を図るために、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして順次説明を申し上げます。

まず、新たに規定する消防職給料表につきましては議案書の30ページ及び31ページに、改正後の行政職給料表につきましては議案書の32ページ及び33ページに記載しております。また、議案書の34ページにつきましては、消防職給料表及び行政職給料表にそれぞれ対応する級別基準職務表でございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明をいたします。

36ページをお開き願います。

第7条の改正は、先ほどご説明いたしました給料表に関する規定でございます。

第7条の2、第16条及び37ページの第18条の改正は、消防職給料表を新たに定めることで、各条の適用対象となる給料表を区分するために規定するものでございます。

第21条第2項の改正は、特殊勤務手当に関する種類や支給される職員の範囲等の規定について、別に条例で定めることを規定したものでございます。

第36条第6項及び第37条第4項の改正は、予算の範囲内で管理者と協議して定める額を期末手当額及び勤勉手当額に加算する規定を削除するものでございます。

38ページをお開きいただきます。

第39条の改正は、臨時的任用職員の給与に関する規定を削除するものでございます。

第40条の改正は、参照する条文の規定を改正するものでございます。

附則第2項及び第3項の改正は、別表の改正後の適用関係について規定するものでございます。

恐れ入りますが、35ページにお戻り願います。

附則としまして、第1項は、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

第2項は、改正後の給与額については、健康上必要がある場合の調整に関する規定でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、お可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

太田議員。

○太田徹議員 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正に関連し、質問させていただきます。

今回の改正により、職員は、行政職給料表から消防職給料表へと切り替わります。それにより給料が下がる職員は出ないのか、お伺いをします。

また、年収や生涯賃金についてもお示してください。

全員協議会の場合では、総額として人件費が膨らまないとの説明もなされています。人件費が膨らまない理由も併せてお示しをください。

○前田富枝議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 太田議員のご質問にお答えいたします。

このたび消防職給料表を適用するに当たり、職員全員を対象に給料の号給を改め、格付けいたします。

格付け方法ですが、消防職給料表適用日の前日に受けていた給与額と同額の号給に格付けし、同じ号給の額がない場合は直近上位の額の号給に格付いたします。

以上のことから、消防職給料表の適用により給与額が下がることはございません。

さらに、給与額に関連する期末勤勉手当や時間外勤務手当等の各種手当についても同額または増額となるため、年収が下がることはございません。

また、各学卒区分の初任給が3,000円程度上がることや、各職務の級の最高号給額が引き上げられることから、生涯賃金につきましても下がることはなく、むしろ上昇するものと考えております。

一方、人件費につきましては、職制の簡素化や昇格した際の特別昇格の廃止等を行うことで、人件費の総枠としては膨らまないよう人事給与制度改革を実施しております。

○前田富枝議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

太田議員。

○太田徹議員 給料が下がる職員が出ないということなので、ひとまず安心をいたしました。市民生活を守る大変な業務を行っている職員が正当に評価され、安心して働き続けていただくことが、市民の安全・安心につながります。今後も職員の理解が得られる待遇改善に努めていただくよう求めて、質問を終わります。

○前田富枝議長 これにて太田議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の特務手当に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の39ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案の条例の制定につきましては、枚方寝屋川消防組合人事・給与制度在り方検討会における検討結果に基づき、特務手当の内容を大きく見直し、これまで枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例にて特務手当の支給根拠を規定したものを、種類や支給額等を別に条例で定めると規定したため、新たに特務手当に関する条例を制定するものでございます。

それでは、制定内容につきまして順次ご説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

第1条は本条の目的を、第2条は特務手当の種類を規定するものでございます。

第3条から42ページの第10条までの規定につきましては、第2条で定める各種特務手当に関する支給要件や支給額をそれぞれ規定しているものでございます。

43ページをご覧ください。

第11条は特務手当の支給日を定めるものです。

第12条は、交替制勤務へ業務応援した毎日勤務職員への支給に関する規定でございます。

第13条は委任について定めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第4号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 ただいま上程いただきました議案第5号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の44ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、令和2年人事院勧告に基づき、本市消防組合消防職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により順次ご説明いたします。

46ページをお開き願います。

第4条の改正は、文言の整理を行うものでございます。

第8条の改正は、6月期、12月期ともに期末手当の支給割合を100分の127.5に改めるものでございます。

第11条及び第17条の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、45ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行期日を管理者市に準じて令和3年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第5号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議場内の換気を行いますので、
暫時休憩といたします。10時45分から再開させていただきます。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○前田富枝議長 本会議を再開します。

次に、日程第7 一般質問を行います。

一般質問につきましては、野口議員、一原議員、森本議員から通告がありましたので、
順次質問を許可します。

初めに、野口議員の質問を許可します。

野口議員。

○野口光男議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

若手職員の退職状況と原因、消防組合の対策、対応について伺いたします。

近年、官民間問わず、若手職員の離職対策が課題となっています。本消防組合においても、
若手職員の離職が目立っていると耳にしている状況です。

そこで、ここ数年における枚方寝屋川消防組合の若手職員の退職状況と、その理由
について伺います。

○前田富枝議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 野口議員のご質問にお答えします。

本消防組合の若手職員の退職状況について、30歳未満の職員に限りますと、令和2
年度については3月末退職予定者を含めて3人、令和元年度の退職者数は4人となり、

過去5年間の総計は14人となります。年度平均にしますと2.8人となり、令和2年10月1日時点の30歳未満の職員数が204人ですので、約1.4%の離職率となります。

また、平成31年4月1日地方公務員給与実態調査及び令和元年度地方公務員退職状況等調査から算出した、全国の消防職員の30歳未満の若手職員の離職率は約1.8%となっております。

以上のように、本消防組合の30歳未満の離職状況は全国平均よりやや低い状況です。

退職理由につきましては、家庭の事情のほか、給与面での好条件や、よりやり甲斐のある仕事に就きたい等の様々な事情によるもので、他市消防本部への転職が4人、官公庁や民間企業等への転職が10人です。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

野口議員。

○野口光男議員 2回目の質問をさせていただきます。

消防組合の若手職員の離職状況については、全国平均と比べて高くないという答弁でした。

毎年一定数の若手の離職者が出ているのも事実です。30歳未満の在職者数における退職者数で離職率を計算しますと一見低く見えますが、採用者数と退職者数との関係で見ると、過去5年間で165人の採用に対し14人が退職しており、10%近くの若手職員が入職しても辞めているということになります。それぞれの事情は尊重されるものですが、本当に残念な状況だと思います。この事実を消防組合としても大きな問題であるとしっかり認識していただきたいと思います。

職員を一人前に育てていくには、時間と労力、そしてコストがかかります。育成した職員が流出するということは消防組合にとっても大きな損失であり、ひいては市民にとっての損失とも言えます。

消防組合として、若手職員の離職対策についてどのように考えているのかをお聞かせ願います。

○前田富枝議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 野口議員の2回目のご質問にお答えします。

若手職員の職場への定着率向上のためには、高いモチベーションを持って活躍できるよう、給与面での処遇改善や、職員がやりがいのある、働きやすい職場環境が重要

だと考えます。

これに対する取り組みとしまして、給与面の処遇につきましては、先ほどご可決いただきました給与条例の一部改正に基づき、消防職給料表の適用等によって給与面での処遇の改善が図られます。また、頑張った職員が適切に評価され、やりがいや目標を持って働けるよう、総合評価制度の充実を図ってまいります。

さらに、働きやすい職場環境については、これまでも働き方改革に取り組んでまいりましたが、来年度からは管理者市に準じて休暇制度の見直しを行い、結婚休暇等の特別休暇の拡充や交替制勤務職員の時間休暇の取得など、より柔軟で弾力的な休暇取得を可能としてまいります。

今後も継続して職員が生き生きとやりがいを持って働ける組織づくりに取り組み、若手職員の職場への定着率向上へとつなげてまいります。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

野口議員。

○野口光男議員 3回目は要望とさせていただきます。

給与面の改善については府下平均をクリアする水準になるということですが、大阪市はもとより、高槻市、豊中市等と比較するとまだ低い状況であり、引き続き改善を求めておきます。

モチベーションについては、来年度から交替制勤務でもやっと時間休が取得できるようになるということで、働き方改革以前の状況です。今後も職員にアンケートを実施するなどして意見を聞きながら、働きやすい、働きがいのある、働き続けたいと思える職場となるよう努力していただくよう要望します。

最後に、そのためには、職員体制が今のようなぎりぎりの状況では、時間休を取得したり、男性職員でも育休を取得できるようにはなりません。度重なる不祥事をなくすためにも、職員採用計画を増員、上方修正することを強く要望して、質問を終わります。

○前田富枝議長 これにて野口議員の質問を終結します。

続きまして、一原議員の質問を許可します。

一原議員。

○一原明美議員 一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

住宅用火災警報器の普及啓発についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、昨年の火災全体の件数は前年と比較して減少しているとお聞きいたしました。

そこで、令和2年中に枚方、寝屋川両市で発生した建物火災の件数、また、火災のうち一般住宅からの件数、そして、火災により亡くなられた方の人数と、そのうち逃げ遅れが原因とされる方の人数をそれぞれお聞きいたします。

また、火災でお亡くなりになられた方々の住宅には住宅用火災警報器が設置されていたかどうか、分かる範囲でお聞きいたします。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

野田予防部長。

○野田繁人予防部長 一原議員のご質問にお答えいたします。

火災全体の件数は減少しておりますが、建物火災に目を向けますと、令和2年中に枚方、寝屋川両市で97件の建物火災が発生しており、これは前年より2件増加しております。また、97件のうち住宅火災の占める割合は61件で、約60%となっています。

これらの火災で5人の方が亡くなられ、そのうち4人が65歳以上の高齢者で、そのほとんどが逃げ遅れによって亡くなられたものと思われます。

また、焼損が激しく、断定まではできませんが、死者が発生した住宅火災全てにおいて、住宅用火災警報器が設置されていた形跡は確認できませんでした。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

一原議員。

○一原明美議員 2回目の質問をいたします。

先ほど、断定はできないものの、住宅用火災警報器が設置されていた形跡は、損傷が激しく確認ができなかったとのご答弁をいただきました。

それでは、この住宅用火災警報器について何点かお聞きいたします。

まず、住宅用火災警報器を設置することの効果について、改めてお聞きいたします。

また、枚方寝屋川消防組合管内の住宅用火災警報器の設置率と、どのような方法で計上されているのか、お伺いいたします。

最後に、住宅用火災警報器の普及と維持管理の啓発のためにどのような取り組みを行っており、こういった課題があるのか、お聞きいたします。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

野田予防部長。

○野田繁人予防部長 一原議員の2回目のご質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の効果としましては、煙や熱などを感知することにより火災の発生をいち早く把握し、逃げ遅れによる死傷者の発生を軽減するもので、極めて有効であると考えております。

住宅用火災警報器の設置率につきましては、住宅防火診断や各種研修会等のアンケート調査により計上しており、令和2年6月1日現在の枚方寝屋川消防組合管内の設置率は約72%で、大阪府の設置率の平均を下回っている状況です。

住宅用火災警報器の普及啓発につきましては、昨年3月に大阪消防設備協同組合と住宅用火災警報器の購入あっせん事業に関する協定を締結し、校区代表者会議や自治推進協議会等のご協力もいただきながら自治会単位で個別訪問を行い、住宅用火災警報器の必要性、重要性をご説明の上、共同購入を推進しております。

なお、実績といたしまして、令和3年3月24日現在1,145個の申込みがあり、現在打合せ中の自治会もあることから、さらなる実績が見込める状況です。

課題といたしましては、設置義務化から10年が経過し、電池切れ等による交換時期を迎える住宅用火災警報器が今後増加してまいります。このことから、住宅用火災警報器の普及とともに、適切な維持管理を行うための支援策への取り組みが必要であると考えております。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

一原議員。

○一原明美議員 3回目は要望とさせていただきます。

住宅用火災警報器の設置効果や設置状況は理解いたしました。設置率においては大阪府を下回っている状況であり、課題として、電池切れにより交換時期を迎えている住宅用火災警報器が今後増加することです。

今後、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震において、住宅用火災警報器は通電火災の対策にも一定の効果があるとお聞きしましたが、住宅火災からの死者を軽減するには住宅用火災警報器の設置が極めて有効であり、ますます普及活動が重要になってくるかと思えます。

両市ともに一級、二級の障害者（児）等への助成はありますが、高齢者の逃げ遅れ等を考えると、例えば高山市では、65歳以上の低所得の独り暮らし高齢者、高齢者の

みの世帯等への給付や、低所得の方への補助金制度を設けた取り組みをされております。

消防組合におかれましても、引き続き住宅用火災警報器の設置促進に取り組んでいただくとともに、構成両市に対して、他市の事例等を参考にし、補助金制度創設の働きかけとともに、早急に制度構築に向けた取り組みを要望しておきます。

以上で私の質問を終わります。

○前田富枝議長 これにて一原議員の質問を終結します。

次に、森本議員の質問を許可します。

森本議員。

○森本雄一郎議員 一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。通告に従いまして質問させていただきます。

消防の広域化等について質問いたします。

まず、枚方市、寝屋川市及び交野市における消防の広域化についてお尋ねします。

平成28年以降に開催された3市による消防広域化に関する研究会、検討会を振り返ってみますと、平成28年5月から始まり、数回の研究会を経て、翌年3月に交野市からの申出により広域化への検討を見送られた広域化研究会、平成31年4月に交野市からの依頼により設置された枚方寝屋川消防組合及び交野市における消防の広域化に関する検討委員会があり、これなどは第3回と第4回幹事会の間に1年もの空白期間がありました。

これら今までに開催された交野市との消防広域化について、全体を通しての所感、総括をお答えください。

次に、消防広域化の方式について質問します。

消防広域化の方式には事務委託方式と組合方式がありますが、それぞれのメリットとデメリットをお示しください。

また、それぞれの方式を採用した場合の経費負担額とその根拠をお答えください。

組合方式については、令和2年度当初予算を基に3構成市の負担金をお示しください。あわせて、現負担額と比較した場合、幾らになるかお答えください。

次に、先日拝見しました枚方市、寝屋川市及び交野市における消防の広域化検討報告書の2、消防広域化についてに記載されている内容についてお聞きします。

大阪府内の動きに、将来像として府内一元化があります。この一元化と当組合が検

討していた広域化との関わりをお示してください。

最後に、6、結論に記載されている、消防広域化によって交野市が享受するメリットと比較して、枚方市、寝屋川市が享受できるメリットが少ないとありますが、これは過去の研究会結果からも答えは出ています。この場合、どのようにすれば枚方市、寝屋川市にもメリットが享受できるとお考えですか、お答えください。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

島村次長。

○島村忠消防次長 森本議員のご質問にお答えいたします。

交野市との消防広域化につきましては、平成28年5月から研究、検討を行っていたところですが、現時点では交野市と比較して枚方市、寝屋川市が享受できるメリットが少ないという一定の結論に達したところです。

しかしながら、北河内地域の消防防災力を向上させることは、地域の安全・安心を確保するという観点から検討を継続する必要があると認識しております。

次に、消防広域化の方式につきましては、事務委託方式のメリットは事務権限の所在が明確になることであり、デメリットは、委託市の議会や住民は消防事務に関する関与が十分にできないということが考えられます。

一方で、一部事務組合方式のメリットは、構成市町村が基本的に同じ立場で組織運営に参画できることであり、デメリットは、意思決定の迅速性に欠けることや、議会や監査部門等の組織の再構築が必要となることであると考えられます。

それぞれの方式における経費負担につきましては、事務委託方式では、指令業務の共同運用経費の負担割合を見直すとともに、人件費、管理運営費、車両等の更新等、項目ごとのルールについて協議する必要があることから、シミュレーションを行っておりません。

一部事務組合方式では、本消防組合の経費の負担割合である均等割、世帯割、人口割を3市に置き換えた場合、按分比率は枚方市52.7841%、寝屋川市33.2668%、交野市13.9491%となり、令和2年度当初予算を基に3市の負担金をシミュレーションすると、枚方市は約42億300万円、寝屋川市は約26億7,100万円、交野市は約10億900万円となり、現負担額と比較すると枚方市で1億1,600万円の減額、寝屋川市で1億1,800万円の減額、交野市で約2億3,400万円の増額となります。

次に、大阪府の動きにつきましては、平成31年3月に再策定された大阪府消防広域

化推進計画では、大阪府内の消防の一元化を将来像とし、おおむね10年後までに8ブロックで広域化を目指すことと掲げていますが、同計画では、機運が高まった地域から広域化を推進するとも記載されています。本消防組合の交野市との広域化に関する検討も、その方向性の1つであると考えています。

交野市との消防広域化による枚方市、寝屋川市のデメリットとして、消防車、救急車の交野市への出動が増加し、消防力が分散することが考えられます。このデメリットを解消するためには、消防署所、車両、人員などを再配置等することによって、枚方市、寝屋川市がメリットを享受できるように体制を構築する必要があると考えております。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

森本議員。

○森本雄一郎議員 ご答弁ありがとうございます。2点再質問させていただきます。

まず、事務委託方式と組合方式を採用した場合の経費負担額についてですが、組合方式の場合は数字でお答えいただきましたので理解できます。事務委託方式の場合は、人件費、管理運営費、車両等の更新など項目ごとのルールについて協議することから、シミュレーションを行っておりませんとのことでした。

事務委託方式を採用した場合、交野市は委託料を枚方寝屋川消防組合に支払うわけですが、交野市の消防分の地方交付税額が事務委託料に到底満たないという可能性は出てこないでしょうか、お答えください。

もう1点は、消防の一元化と広域化についてです。

よく一元化と広域化を混同している声を聞きます。また、答弁からも広域化の先に一元化があるような考えですが、一元化と広域化とは別物です。東京消防庁になぞらえれば、枚方市や寝屋川市の消防行政を大阪府に移管し、委託するというものです。

ご答弁にありました大阪府消防広域化推進計画では、本組合構成市は交野、守口、門真、大東、四條畷、東大阪、八尾各市との広域化が目指されていますが、この広域化計画と府内一元化との整合性をお答えください。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

島村消防次長。

○島村忠消防次長 森本議員の2回目のご質問にお答えいたします。

経費につきましては、仮に単位費用と測定単位である人口、補正係数で交野市の消

防費の基準財政需要額を算定した場合、同基準財政需要額は交野市の令和2年度予算の消防費を上回っている状況であることから、また、消防費につきましては常備消防費と非常備消防費で構成されていることから、事務委託の場合の経費の負担額を算定していない現段階ではどちらとも言及できません。

次に、「大阪府消防広域化推進計画」は、国の定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正を受け再策定されたもので、計画内容にあっては先ほど答弁のとおりです。

大阪府からは、最終的な将来像である一元化、1ブロックを目指し、府内有数の消防力を有する大阪市消防局との連携を一層進めていくという考えであると聴取しており、本消防組合としても引き続き消防広域化や一元化の動向を注視してまいります。

○前田富枝議長 再質問はありませんか。

森本議員。

○森本雄一郎議員 ただいまお答えいただきましたが、その事項が肝要になってきます。平成28年に行われた研究会ならともかく、今年度に取りまとめたものは検討報告書です。本当に交野市との広域化を目指すのであれば、当然に事務委託方式の場合の経費負担額を算定、試算すべきです。広域化が決定してから経費負担額を決定していくのではなく、経費負担額の道筋を明確に決めてから、その上で広域化とその方式について判断していくべきです。でないと、3構成市の公平と市民の生命の安全が担保されません。

仮に先ほどの答弁でありました令和2年度当初予算を基にした組合方式での試算額を見た場合、また、消防力の質と量が上がれば、交野市の消防経費は現行より上がるのは必然です。となれば、交野市の消防分の地方交付税分が設定される事務委託料に満たなく、差額が出てくる可能性が考えられます。

また、大阪府内の消防本部における消防分の地方交付税の充足状況を見ますと、約7割の消防本部がそもそも充足していないというデータもあります。

以上のことから、今後広域化の検討会を開催するのであれば、同じような検討会を繰り返すのではなく、必ず事務委託方式の場合の経費負担額を示さなければなりません。また、交野市の消防分の地方交付税額との差額が生じたとしても、枚方寝屋川消防組合側からの持ち出しはないようにしていただくことを強く要望しておきます。消防の一元化、広域化にしても、枚方市民、寝屋川市民の生命を守ることを第一に考え

た消防行政の取り組みをお願いしておきます。

これで私の質問を終えさせていただきます。

○前田富枝議長 これにて森本議員の質疑を終結します。

以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の会議に付された案件は全て終了しました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末で何かとお忙しい中、ご提案申し上げました諸案件について慎重にご審議いただき、いずれもご可決いただきましたこと、心からお礼申し上げます。

本消防組合が目指す安全で安心して暮らせるまちを実現していくために、令和3年度につきましても、消防組合が一体となって市民の皆様の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続きよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

○前田富枝議長 それでは、高い席からではございますけれども、私からも、閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、また、各議案について慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございます。この1年間、皆様のご支援、ご協力によりまして、また、金子副議長の支えを得まして、無事、議長の職責を全うすることができました。重ねてお礼を申し上げます。

今後も引き続き、枚方寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対するより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

(午前11時20分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和3年3月30日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 前田 富枝

枚方寝屋川消防組合議会

議員 一原 明美

枚方寝屋川消防組合議会

議員 辻谷 恵一